

## 第22期第19回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和6年10月8日（火） 13：30～

II 場 所：福島県自治会館 5階 506会議室  
（福島市中町8-2）

### III 次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 出席状況報告

4 議事録署名人選出

5 議 題

（1）議案

議案第1号 刺し網漁業（かじき等流し網漁業）の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問・答申）

議案第2号 ひらめ採捕制限に関する委員会指示について

（2）報告事項

ア まだら本州太平洋北部系群の漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について

イ 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について

ウ 全国海区漁業調整委員会連合会令和7年度要望内容について

6 閉会

IV 委員の定数 14名

### V 出席者

1 委 員（14名）

今野 智光 会長 鈴木 哲二 会長代理

今泉 浩一 委員 狩野 一男 委員 平 仁一 委員

永瀬 哲浩 委員 森田 政利 委員 山下 博行 委員

吉田 康男 委員 渡邊 登 委員

川邊 みどり 委員（WEB参加） 久保木 幸子 委員

渡邊 千夏子 委員（WEB参加） 宮下 朋子 委員（WEB参加）

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	山廻邊 昭文
水産課主任主査	石田 敏則
水産課主査	新関 晃司
水産事務所長	佐久間 徹
水産事務所主査	實松 敦之
水産海洋研究センター所長	平田 豊彦
水産資源研究所長	後藤 勝彌
海区事務局 次長（業務担当）	佐藤 太津真
〃 副主査	酒井 理沙
〃 主事	渡部 もも
〃 主事	金子 正子

<b>1 開会（13:30～）</b>	
事務局（佐藤次長）	それでは定刻となりましたので、これより第22期第19回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
<b>2 会長挨拶</b>	
事務局（佐藤次長）	それでは会長より御挨拶をお願いいたします。
会長	みなさんこんにちは。本日はお忙しい中、第22期第19回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。 さて、本日は議案2題、報告事項3題を予定しております。十分に御協議いただければと思います。 よろしく申し上げます。
<b>3 出席状況報告</b>	
事務局（佐藤次長）	次に、委員の出席状況を御報告いたします。 本日は委員14名中、11名は会場に御出席をいただいております。川邊委員、渡邊千夏子委員、宮下委員におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定により、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。 よって出席委員数は14名全員出席であり、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。
<b>4 議事録署名人選出</b>	
事務局（佐藤次長）	議事に先立ち、議事録署名人を選出いたします。 福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。 では会長、よろしく申し上げます。
会長	それでは、議事録署名人には山下委員、宮下委員を指名いたします。両委員には、よろしく申し上げます。
両委員	（「はい」）
<b>5 議題</b>	
事務局（佐藤次長）	これより議事に入ります。 議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。 会長、よろしく申し上げます。
<b>（1）議案</b>	
<b>議案第1号 刺し網漁業（かじき等流し網漁業）の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について</b>	

議 長	<p>議案第1号、「刺し網漁業（かじき等流し網漁業）の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
山廻邊課長	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の山廻邊でございます。議案第1号、「刺し網漁業（かじき等流し網漁業）の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について」を御説明いたします。</p> <p>資料4ページをお開きください。</p> <p>令和6年9月20日付け6生流第2599号で、知事から貴委員会へ諮問しております。</p> <p>内容の詳細につきましては担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いたします。</p>
新関主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の新関です。議案第1号の内容について御説明いたします。資料の5ページを御覧ください。</p> <p>今回の諮問の概要を御説明いたします。</p> <p>今回の諮問は、知事がかじき等流し網漁業の許可又は起業の認可をするため、漁業法及び福島県漁業調整規則の規定に基づき、制限措置の内容、申請期間、許可の基準を定めることから、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>なお本件に係る説明において「許可又は起業の認可」を「許可等」と省略して御説明します。</p> <p>5ページ資料の中ほど、「3制限措置等及び許可の基準の必要性」を御覧ください。</p> <p>現在許可しているかじき等流し網漁業は、令和6年12月7日で有効期間が満了します。</p> <p>有効期間満了後の同年12月8日から許可等をするため、制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を定め、公示する必要があります。</p> <p>また、制限措置で公示した許可等をすべき船舶の数を超える申請があった場合、許可等をする者を定めるための基準を定める必要があります。</p> <p>資料の「4制限措置等及び許可の基準の内容」の表を御覧ください。</p> <p>表の左側の欄に記載している項目は、許可等をするに当たり、漁業法及び福島県漁業調整規則に基づき知事が定める事項です。</p> <p>それぞれの項目について、内容を御説明いたします。</p> <p>項目の1番上の「漁業種類」は、かじき等流し網漁業であります。</p> <p>項目の上から2番目「許可等をすべき船舶の数」について御説</p>

	<p>明いたします。</p> <p>こちらにつきましては、表の下の※印を御覧ください。</p> <p>許可等をすべき船舶の数は、操業の実態や資源状況を勘案して判断すべきものではありませんが、本県においては操業拡大に向けて取り組んでいるところであり、そのような実態においては資源状況が評価しにくい状況であることから、震災前の許可数を上限とし、適格性を有する者を勘案して設定しております。</p> <p>かじき等流し網漁業を本県沖で営むためには、知事許可の他に大臣許可を有するの必要があり、適格性の判断材料として大臣許可を有することを条件としております。</p> <p>現在、かじき等流し網漁業の知事許可及び大臣許可を受けている者は、千葉県船1隻のみであり、次期許可の対象となる船舶はこの1隻のみとなります。</p> <p>項目4の表、上から3番目以降の「船舶の総トン数」、「推進機関の馬力数」、「操業区域」、「漁業時期」、「漁業を営む者の資格」については、かじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針のとおりとして、現在の許可と同じ内容で設定いたします。</p> <p>以上が制限措置の内容です。</p> <p>引き続きまして、表の下から2番目「許可等を申請すべき期間」は、ひと月の申請期間を設け、令和6年10月22日から同年11月22日までとする予定です。</p> <p>最後に、表の1番下「許可の基準」については、沿岸漁業の経営安定の観点から、現に知事許可漁業の許可を受けている者を優先して順位付けを行い、許可等をする者を定めることといたします。</p> <p>資料6ページを御覧ください。</p> <p>経過と今後の予定を示しております。</p> <p>これらを踏まえ、制限措置等について県報において告示する案を資料7ページにお示ししてあります。</p> <p>また、「許可の基準」の案を8ページにお示ししてあります。</p> <p>なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく願います。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますが、よろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第1号、刺し網漁業(かじき等流し網漁業)の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は、挙手をお願いします。</p>

各委員	(挙手総員)
議長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。
<b>議案第2号 ひらめ採捕制限に関する委員会指示について</b>	
議長	議案第2号、「ひらめ採捕制限に関する委員会指示について」を議題といたします。 委員会指示ですので、詳細については事務局から説明をお願いします。
事務局 (佐藤次長)	はい、議長。 事務局の佐藤です。議案第2号、「ひらめ採捕制限に関する委員会指示について」を御説明いたします。 はじめに資料10ページをお開きください。指示発動の背景と経緯を示しております。 この委員会指示は、全長30cm未満のヒラメの採捕、所持販売等を制限するもので、平成5年に発動しております。 指示発動までの経過、指示の概要、栽培漁業と資源管理の経過について記載しておりますので、詳細につきましては後ほど御覧ください。 資料11ページを御覧ください。福島県のヒラメの水揚げ状況を示しています。震災後は、平成28年に漁獲を再開して以降年々増加し、令和5年は漁獲量846トン、漁獲金額8.3億円となりました。令和5年の水揚げ数量は、統計のある昭和44年以降最高となりました。 資料12ページをお開きください。水産研究・教育機構が公表しているヒラメ太平洋北部系群の資源評価より漁獲量、漁獲サイズを抜粋してお示ししております。 図1を御覧ください。県別漁獲量については、震災後宮城県の漁獲量急増が目立ち、1,000トンを超えていましたが、2021年には579トンまで減少し、2022年には733トンとなっております。 図2を御覧ください。2022年における各県のヒラメ漁獲物全長組成が示されております。福島県は全長50cm以上が多くを占めていますが、他の県では小型に偏っており、福島県と大きく異なる全長組成となっております。 資料13ページを御覧ください。 事務局より、水産資源研究所に対して福島県のヒラメの資源状況等について整理を依頼しました。ここでその結果について説明いただきたいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。
議長	はい。それでは水産資源研究所から説明お願いいたします。
後藤所長	はい、議長。 水産資源研究所の後藤でございます。

ヒラメの年齢と成長、大きさと単価の関係、市場における調査結果、震災前後の福島県沖におけるヒラメ資源量指標値の推移について御説明いたします。

まず「1. ヒラメの年齢と成長」についてです。

左側の図「(1)年齢と成長」はヒラメの年齢と成長の関係を示しており、横軸がヒラメの年齢、縦軸がヒラメの全長、赤線がメス、青線がオスを示しております。

ヒラメは雌雄で全長や成長が異なり、メスの成長が早く、全長も大きくなります。

また、雌雄ともに2歳で40cm以上に成長します。

右側の図「(2)全長と体重」は、ヒラメの全長と体重の関係を示しており、横軸がヒラメの全長、縦軸がヒラメの体重を示しております。

全長と体重の関係をみると、全長30cmの個体は0.3kg程度ですが、全長40cmの個体は0.7kgほどになります。この10cmの成長によって、体重は倍以上となります。

このようにヒラメは、短期間で大きく成長する魚です。

このため、小型個体を保護し、大型個体を中心に漁獲していくことがヒラメ資源の持続的な利用には有効です。

次に「2. ヒラメ体重と単価の関係」についてです。

こちらの図は、震災前の2010年6月と12月の状況を示しております。

横軸がヒラメの体重、縦軸がヒラメの単価を示しております。

単価は、同じ体重であれば6月よりも12月の方が高い傾向にありました。

体重と単価は、二次関数で近似され、6月、12月ともに体重2kgほどの個体の単価が高く、それよりも小型でも大型でも単価は安い傾向にありました。

小型個体の単価が安いことから、小型個体を保護し、大型個体を中心に漁獲していくことが、経済的な面からも有効です。

資料14ページをお開きください。

次に「3. 福島県主要市場ヒラメ調査結果」についてです。

こちらは、2019年から2023年に福島県内の市場に水揚げされたヒラメの全長を測定した結果を示しております。横軸が全長、縦軸が個体数を示しております。

福島県では震災後、漁業者が水揚げするヒラメの全長を自主的に制限する取り組みを行っております。その大きさは、いわき地区で40cm、相双地区で50cmとしております。漁獲物の全長組成は、全長50cmよりも小さな個体は少なく、それよりも大きな個体が主に漁獲されておりました。

このように福島県のヒラメは、震災後の自主的な制限により小型個体が保護され、大型個体中心の漁獲が行われております。

	<p>次に「4. ヒラメ資源量指標値の推移」についてです。</p> <p>こちらは、福島県沿岸における2003年から2023年のヒラメ資源量指標値の推移を示した図です。</p> <p>横軸は底びき網漁期年（9月から翌年6月）、縦軸は底びき網の1時間曳網あたりのヒラメ漁獲量をCPUEとして示しております。また、この期間中、CPUEの最大値から最小値の間を3等分して、高位・中位・低位の資源水準に区分しております。</p> <p>震災以前の2003年から2009年漁期のヒラメCPUEは低位にありましたが、震災後、ヒラメの漁獲が再開された2016年漁期にCPUEは上昇し、その後は中位から高位で推移し、現在も高位のCPUEが維持されています。</p> <p>これは、震災後実施している小型個体の保護等の管理が有効に機能し、ヒラメの資源状態を高位に維持できているものと考えられます。</p> <p>今後もヒラメ資源を持続的に利用していくには、現状の管理を維持し、小型個体の保護と大型個体を中心に漁獲していくことが有効であると考えられます。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
議長	ただ今の水産資源研究所の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、事務局から説明を続けてください。
事務局 (佐藤次長)	<p>はい、議長。</p> <p>事務局より説明を続けさせていただきます。</p> <p>ヒラメについては、現在、国においてTACの導入が計画されており、今後、関係者からの意見を聴き、具体的な管理の方針を示すこととされております。</p> <p>ヒラメの管理については、これまでの委員会でも皆様から全長40cm未満等の採捕制限の検討について御意見をいただいておりますが、これまでに県内漁業者の合意が得られていないことから、例年どおり30cm未満での制限の内容としたいと考えております。</p> <p>今後の国の動向を踏まえ、知事部局とも連携しながら進めてまいります。委員の皆様には、引き続き御協力をお願いいたします。</p> <p>資料9ページにお戻りください。委員会指示の案について御説明いたします。</p> <p>指示の内容ですが、現在有効な指示と同様に、全長30センチメートル未満とし、令和7年1月1日からも継続して指示する内容を原案としています。</p> <p>以上で議案第2号、「ひらめ採捕制限に関する委員会指示について」の説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。



議 長	<p>私からよろしいですか。</p> <p>先ほど漁業者の合意が得られていないとの説明がありましたが、相双地区なのかいわき地区なのか、どの地区の漁業者の合意が得られていないのでしょうか。</p>
事務局 (佐藤次長)	<p>はい、議長。</p> <p>事務局としましては、漁業者からサイズを大きくしたいという働きかけが出た後、全長拡大に向けた検討を進めていこうと考えております。具体的にどこの地区というわけではなく、今のところ事務局に働きかけがまだない状況ということで説明いたしました。</p>
議 長	<p>はい。いわき地区が40cm未満、相双地区が50cm未満とそれぞれの地区の漁業者が漁獲しないという自主規制をしていて、良い結果を得られていると思っています。現在、本格操業に向けての移行期間中ではありますが、沿岸漁業の実態について、固定式刺し網は震災前に比べてヒラメが主流になっています。マガレイ、マコガレイ、イシガレイなどは、海水温上昇等の影響で漁獲が少なくなっています。</p> <p>現状のままですと将来的に、固定式刺し網の場合は、ヒラメを中心に操業することになると思います。福島県は若手漁業者が増えているため、不安ではなく希望を与えるような道筋をつけたいと思っています。</p> <p>いわき地区では40cm未満の自主規制がされており、それ以上大きくはできないので、各地区40cm未満で協議していただきたいと思っています。委員会指示で30cm未満は採捕禁止という内容規制があると、いわき地区の漁業者であれば40cm未満を漁獲した場合は放流しますが、遊漁船は30cm以上あれば採捕してしまいます。現在、漁業者と遊漁船の間でトラブルが発生しているので、本件について検討していただければと思います。</p>
山廻邊課長	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の山廻邊です。ヒラメの採捕制限に関しては、昨年10月の第22期第15回海区委員会でも同様の議論になりました。ヒラメは、資源状況が非常に良いということと、ヒラメが主体となって漁業経営の安定に寄与していることは、認識しております。</p> <p>漁業者の皆さんが資源管理の位置付けで自主的な取り組みを行っているという状況です。</p> <p>これを貴委員会で議論して、例えば公的な規制にするとすると、実践していく多くの漁業者の理解がないと十分に機能していかないと思います。そこからスタートだと認識しております。漁業関係者の意思でヒラメ採捕制限の全長規制拡大を決めることが、会長のお話にもありました、遊漁者や遊漁船でヒラメを採捕している方への理解促進に繋げていくための基本になると思います。</p> <p>まずは、今取り組んでいる資源管理を外部にしっかり伝えてい</p>

	<p>くということと、漁業関係者の皆さんが合意形成をしてから進めていく必要があると認識しております。</p>
議長	<p>全国の海区でも、漁業者と遊漁船との間でトラブルが発生しています。漁業者には、各漁協や各団体を通じて通知されますが、遊漁船などへは、組織がないため通知できないという状況です。今年の要望活動の際も、各役員からこのことが各県で大きな問題になっているという話がありました。</p> <p>今の課長の説明では、漁業者の理解が必要ということでしたが、漁業者は自主規制を守り、放流してヒラメの水揚げ金額の5%を負担しているのです、理解していると思います。</p> <p>どのように意見をまとめるのか分かりませんが、相双地区の漁業者はヒラメの採捕制限を上げることに異議はないと思います。相双地区の50cm未満という自主規制は、若手漁業者から「将来についても考えてほしい。」と発言のあった意見であります。</p> <p>放流事業に頼るだけでは、将来的に海の状況がどうなるのか分かりません。そのため、若手漁業者の管理型漁業を目指していくという意見を踏まえて、早急に漁業者の意見をまとめて継続審議という形でお願いしたいです。</p>
山廻邊課長	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の山廻邊です。重ねて申し上げますが、現在、漁業者の皆さんで取り組んでいるサイズ規制に関しては、震災後に資源が良くなった状態での自主的な資源管理であり、公的な規制に基づかない内部規制になっております。</p> <p>公的な規制が被さると、様々な制限がかかることをしっかり認識していただいて、ある程度の期間をもって取り組んでいくという意思を明確にし、全体に周知され認識された上で取り組んでいくというステップが必要だと思います。その過程の中で、海区委員会指示で規制していくのかどうか判断する必要があると認識しております。</p>
議長	<p>ステップを踏んでいくというやり方が理解できません。漁業者へは各漁協や各団体を通じてある程度周知できますが、遊漁船などにはどのように周知させるのでしょうか。これが全国的に問題になっています。</p>
山廻邊課長	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の山廻邊です。福島県でも、議長がおっしゃったように遊漁船にまとまった組織があるとは認識しておりません。福島県では、ヒラメに限らず遊漁のトラブルや周知したい内容があれば、釣具店の協力を得るなどして、地道にやってきました。</p> <p>また、全国組織から啓発をしていただくという意味では、国の協力を得て、全国の釣り振興団体から広告により周知してもらう方法が取られていると思います。ある程度組織化されれば、釣りをやられる方の組織に浸透していくと思いますが、福島県では釣</p>

	具店に協力を得ながら取り組みをしております。
議長	<p>漁業者は、ヒラメの水揚げ金額の5%を放流事業の費用として負担しているとともに、自主規制して生活をかけて資源を守っていますが、なぜ遊漁者などの意見を聞かないといけないのでしょうか。</p>
山廻邊課長	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の山廻邊です。漁業資源という言い方ではなく、海洋で漁獲の対象となっている魚介類は無主物であります。ヒラメ資源を漁業者が生活の糧にしていることは理解できますが、国民が広くレジャーに親しむ中で、魚介類の利用を止めることができない状況です。</p> <p>生活のために依存している方々が、資源管理を行うことは非常に大事なことだと思いますが、遊漁者に対しては協力を求め、理解を深めながら進めていくという形になっている状況です。</p>
議長	<p>一つお聞きしたいのですが、宮城県は30cmから35cmにどういった経緯で上がったのでしょうか。</p>
平委員	<p>よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>はい、平委員。</p>
平委員	<p>福島県でヒラメの中間育成を始めたときに、1年間でどのくらい育つのかを原釜をはじめ各浜で調査しました。1年間で育つ大きさは、約27cmから大きいもので31cmでした。それをどう保護すればいいのか、どの程度漁獲及び放流すれば、生活の目処がつくかの計算を当時水産試験場が実施したと思います。</p> <p>結果として、100万尾放流しないと漁業収入に効果が出ないのではないかとということになりました。</p> <p>現在、資源管理型と言っていますが、本当に管理しているのでしょうか。区画を定めてヒラメに関する保護水域を設けているわけではありません。地域の方々が保護水域を作ったり、保護期間を決定したりすると漁獲サイズが大きくなることは分かっています。</p> <p>ヒラメの採捕制限を30cm未満にするのにも当時問題になりました。当時の各浜で水揚げされたヒラメを見ると、一番大きいもので40cmが最高だったと思います。</p> <p>全国でどの程度放流事業をやっているのか分かりませんが、宮城県では魚を取り尽くしていなくなってしまうという話もあります。福島県では資源水準が高いため、いくら漁獲しても大漁が続くと思っている可能性があり、私は危機感がないと感じています。</p> <p>採捕制限に関しては、底びき網船が一番問題になりました。ヒラメがなくて困るのは、底びき網船です。大きさを規制することは理解できますが、一番はどのように保護するかだと思います。</p>

	<p>フグ、ホッキガイ、サケのように期間限定で保護するならば話は分かりますが、そのようなことができない状況でヒラメに関して周年を通して漁獲した場合、乱獲になってしまうと思います。それらを考えなければ、福島県でも規制はかけられないと私は思います。</p>
議長	<p>今、平委員がおっしゃったことは規制をかけるかけないという話でしたが、周年を通して固定式刺し網しかできない漁業者もいます。繁殖期間等ある程度の期間は取らないようにするというようなのでしょうか。</p>
平委員	<p>期間限定でできないのであれば、保護水域を作った方がいいと思います。保護水域を設けないと乱獲になってしまうと思います。福島県と漁業者の考えは一緒だと思いますが、少しでも資源を大切に有効に利用していこうという考えであると思います。</p>
議長	<p>そのような考えで大型魚礁を禁漁にすれば、遊漁船が入れなくなると思っていました。そのような案を出しましたが、ヒラメ釣りの漁業者から「天然魚礁ではなく大型魚礁の中でしか餌を食べない時期があるので、禁漁を解除してほしい。」という要望があったため、現在解除しています。遊漁船を止めるには魚礁を禁漁にするのが一番いいと思います。</p> <p>ですが、生活がかかっている漁業者がそのような状況であるため、禁漁にできません。鹿島沖は禁漁になっている魚礁もありますが、遊漁船は関係ありません。今の状況では、取締船が巡回しても取り締まれるわけではありません。</p>
平委員	<p>魚礁の利用については、国で行っていて税金を使っている関係上、ストップは絶対できないそうです。</p>
議長	<p>私は、漁業者が禁漁にすれば遊漁船も利用できないという認識でいました。</p>
山廻邊課長	<p>はい、議長。</p> <p>魚礁に関しては、管理委員会を立ち上げて内部でルールを決めて全体で利用していく形になります。一方的に誰かを閉め出そうという意味ではなく、生み出される資源をどのように使っていくかのルールを決めるという意味です。</p>
議長	<p>いわき地区でも同じ問題があると思います。いわき地区は茨城県などから遊漁船が来て、相双地区も宮城県から遊漁船が来て、魚礁で釣りをしていきます。相双地区は50cm未満を放流していますが、宮城県から来た遊漁船は50cm未満のひらめを取っていくので、漁業者間で毎年問題になります。</p> <p>先ほどの福島県の説明で出てきたヒラメの漁獲量やC P U Eなどの調査結果は、漁業者たちの自主規制の結果だと思っています。</p> <p>底びき網船に関して、去年はヒラメがたくさん揚がっていましたが、現在ヒラメが取れず困っている状況です。これも海水温上</p>

	昇などの影響で、手遅れにならないうちに手を打たないといけないと考え、意見を述べさせていただきました。
永瀬委員	よろしいでしょうか。
議長	はい、永瀬委員。
永瀬委員	いわき地区の自主規制は40cm未満で、釣りとしし網船はヒラメの採捕制限を30cmから40cmに上げるのは大丈夫だと思いますが、底びき網船が40cmに上げることをどう思うかだと思います。今の制度だと金額ではなく水揚げ量の増を目標としているので。
今泉委員	がんばる漁業ですね。
永瀬委員	<p>そうです。安くても目標は水揚げ量なので、小さい魚でも持ってくれば量になります。</p> <p>サイズを大きくすることで影響があるのは底びき網船だと思います。しし網で漁獲するヒラメは6寸目だと40cmの魚は抜けてしまうので、漁獲されないと思います。もしくは、漁獲したとしても逃がすと思います。釣りでは40cmのヒラメを30から40枚も漁獲してきますが、ヒラメしかいないときは40cmより小さい魚は、漁獲しないでいいと思っています。</p>
議長	いわき地区の自主規制は40cm未満ですが、底びき網漁業では40cm未満のヒラメを漁獲し、水揚げしているということなのででしょうか。
永瀬委員	<p>違います。今のいわき地区の自主規制は40cm未満ですが、もし委員会指示を30cm未満より大きくした場合、漁獲できる魚種がいなくなるとなって底びき網船が困る可能性があります。相双地区といわき地区は他県から来る遊漁船とトラブルになりやすいので、漁業調整を福島県でうまくやってほしいです。</p> <p>茨城県では、生きたイワシを餌にするのは禁止されているので、福島県に来て生きたイワシやサバを餌にして釣っていますが、それはおかしいと思います。</p> <p>漁業者は1匹釣っても燃料代で赤字になるのでお金になりませんが、遊漁船は1匹釣ってもお金になります。同じ場所でやっているとばかばかしいです。</p> <p>漁業者は黙っていますが、遊漁船はSNSに投稿するから何隻も来ます。川で使うような遊漁船で釣りをしています。それも1隻に1人ではなく、3、4人乗っています。そういう状況を打開するために、取締りなどの対応をしていただかないとヒラメも釣れなくなると思います。遊漁船は50から60枚釣っていますが、漁業者は1、2枚しか釣れません。</p> <p>遊漁船に魚礁を使わせるなら、福島県で魚礁を遊漁船にも負担させるという決まりを定めればいいのではないのでしょうか。</p> <p>天然魚礁にしても捨て石にしても漁業者が設置してくださいと</p>

	要望したから福島県も設置したのでしょうか。それには遊漁者の要望も入っていたのでしょうか。
議 長	永瀬委員、福島県に要望して魚礁を設置してもらっているのは、税金投入なので漁業者も遊漁者も関係ないと思います。
永瀬委員	でも、魚礁を設置してほしいと要望したのは漁業者ですし、初心者でも釣れる魚礁を作ったのは漁業者ですよね。漁業者も遊漁船も魚礁を設置してくださいと要望して、税金投入なので魚礁を自由に使ってもいいというのであれば話は分かります。遊漁船は、昔3、4隻くらいしかいませんでしたが、今は何十隻もいます。 福島県は、税金を使って遊漁船のために魚礁を設置してくれますか。漁業者だから魚礁を設置してくれたんですよね。
平委員	永瀬委員が言うのは分かります。この話は、青年部で行った事業の中でなんとか漁業者と遊漁船の間を取り持してほしいということで、20年前にも問題になりました。 大型魚礁に小型船は行けないということで、ヒラメの保護水域として、ヒラメの魚礁を相馬沖と鹿島沖に入れました。そこでは、刺し網や釣りをしないようにしましょうという規制がありました。が、規制を守らない人が出てきました。 漁業者以上に遊漁船が増えることは、考えが付きませんでした。当時福島県に聞きましたが、何もできないと言われました。
議 長	漁業者と遊漁船の問題は、国も県もお手上げ状態な回答しかありません。 採決に移りたいですが、私は納得がいきません。 これは今年から30cm未満になるのか、来年はまた変わるのか、どちらなのでしょうか。
事務局 (佐藤次長)	はい、議長。 今回の議題は、令和7年1月1日から同年12月31日までの1年間の指示でございますので、来年のこの時期に再度御審議していただく形になります。
議 長	1年間ということですね。様々な議論が出たと思いますが、いわき地区の底びき網船がどう思うかということですよ。
永瀬委員	他の地区の底びき網船はどうでしょうか。
議 長	相双地区は沖合底びき網船のため、小さい魚は漁獲しません。また、1隻ずつ数量を決めて行っているんで、問題がありません。沿岸漁業で刺し網をやっている人は、ヒラメがいなくなると将来操業できなくなる可能性があります。資源が豊富なうちに手を打っておかないと若手が漁業離れしていくかもしれないし、漁業者にも不安を与えることになるかもしれないので提案いたしました。 いわき地区では、永瀬委員が言ったように底びき網船の問題があるということですよ。

永瀬委員	そうだと思います。
議長	<p>だいたい理解できるので、意見をまとめて各地区の普及員に伝えていただきたいです。相双地区は来年の審議の前に意見をまとめたいと思います。バブルの頃、30cmのヒラメは大変人気がありましたが、現在30cmのヒラメは商品価値がないし、漁業者としては魅力がないサイズです。自主規制をしている中で、遊漁船に小さいヒラメを持って行かれたら、何のために自主規制しているのか意味が分からなくなります。</p> <p>ここを考慮して福島県には考えていただきたいと思います。</p>
川邊委員	よろしいでしょうか。
議長	はい、川邊委員。
川邊委員	<p>今お話を伺って、ヒラメを巡って遊漁船と刺し網船や底びき網船、宮城県と茨城県の遊漁船との問題などが挙がっていたと思います。</p> <p>今回は1年間の委員会指示というものを採決するかどうかということだと思いますが、1年後も同じ話が出てくると思います。</p> <p>1年後に備えて、話し合いの場を設けるということではできないのでしょうか。例えば、小委員会や部会という形をとって福島県と関心のある漁業者や遊漁者に参加していただいて、問題を解決できたらいいのかなと思いました。</p> <p>思いついただけなので、このあとは皆さんで考えていただければありがたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>川邊委員、ありがとうございます。今の提案に関して、漁業者は組織がありますが遊漁船などは組織がないので、どこに連絡して話し合いの場に参加してもらおうのか思い当たりません。</p> <p>漁業者と遊漁船の問題は、国も悩んでいて解決方法がないという状況です。</p>
川邊委員	例えば、漁業者で遊漁船を兼業されている方から遊漁者たちに話を持ちかけるということは難しいのでしょうか。話し合いに参加してもらえないですかね。
議長	<p>地元の船は面識がありますが、他県や他市町村から来た船は面識もなく話したことがないため、どのように通知すればいいのかわかりません。余計なことを言ってトラブルになる可能性もあります。</p>
川邊委員	そこは難しいところですが、どのようにアプローチするのかというところから考えないといけないと思います。以上です。
議長	はい。採決に移りたいと思いますが、よろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号、ひらめ採捕制限に関する委員会指示について、「異議なし」として承認することに賛成の委員の皆様は、挙手をお願いします。</p>

	いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

## (2) 報告

### 報告事項ア まだら本州太平洋北部系群の漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について

議長	<p>続きまして、議題(2)の報告事項に移ります。</p> <p>報告事項ア「まだら本州太平洋北部系群の漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について」を知事部局から報告願います。</p>
石田主任 主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の石田です。</p> <p>報告事項ア「まだら本州太平洋北部系群の漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について」の内容について御説明いたします。</p> <p>資料15ページを御覧ください。</p> <p>1の「概要」について御説明いたします。</p> <p>今回の報告は、令和6管理年度である令和6年7月1日から令和7年6月30日における「まだら本州太平洋北部系群」について、水産庁が管理を行う際の参考となる数量を示したため報告するものです。</p> <p>2の「経緯」として、TAC管理の状況について御説明いたします。</p> <p>「まだら本州太平洋北部系群」については、令和6管理年度よりTAC管理が開始されています。</p> <p>令和6管理年度分として、農林水産大臣から福島県に配分された都道府県別漁獲可能量は「6,060トンの内数」であり、令和6年6月11日開催の当委員会において、全量を知事管理漁獲可能量に配分することとして諮問し、異議なしとの答申を受けたため、配分する数量を定めているところでございます。</p> <p>「6,060トンの内数」というのは、国として定められた「まだら本州太平洋北部系群」全体の漁獲可能量が6,060トンであり、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の各県と大臣管理区分の沖合底びき網漁業に対し、それぞれ「6,060トンの内数」として、数量の区別なく配分されているものです。</p> <p>「まだら本州太平洋北部系群」は、令和6管理年度においては水産庁の資源管理方針に定められた「ステップアップ管理」の「ステップ1」の段階であり、具体的な配分数量は設定されていないものの、水産庁から都道府県に対し、具体的な管理を行う際の参考となる数量を提示することとしていました。</p>



	<p>「ステップアップ管理」については、資料19ページをお開きください。</p> <p>これは、水産庁が示しているTAC管理のステップアップの考え方です。</p> <p>現在は、表の中の「1年目」の列にあたります。</p> <p>「ステップ1」の詳細については、次のページ、資料20ページをお開きください。</p> <p>表の中の「ステップ1」の列に記載されているのが現在の状況です。</p> <p>なお、「漁獲が積み上がった場合の対応」として、漁業法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととしています。</p> <p>資料15ページにお戻りください。</p> <p>3の「管理を行う際の参考となる数量について」を御説明いたします。</p> <p>管理を行う際の参考となる数量について、水産庁は事務連絡によって数量を示しました。</p> <p>資料16ページをお開きください。</p> <p>令和6年7月31日付け水産庁からの事務連絡です。</p> <p>水産庁は福島県について、令和6管理年度における「まだら本州太平洋北部系群」の管理を行う際の参考となる数量を表の右端の列に記載のとおり「52トン」と示しました。</p> <p>この「52トン」という数量は、都道府県及び大臣管理区分の合計である6,060トンに対し、福島県分の参考シェアである「0.86%」を掛けて算出されたものです。</p> <p>この「0.86%」という値は、東日本大震災の前である平成20年から平成22年までの都道府県及び大臣管理区分の3か年の漁獲実績シェアの平均値です。</p> <p>つまり、平成20年から平成22年までの漁獲実績を「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県」の5つの県と大臣管理区分である「沖合底びき網漁業」を合わせた6つの区分で分けた際に福島県の割合が0.86%であり、これを令和6管理年度の福島県分の参考数量の算定に用いているということです。</p> <p>資料15ページにお戻りください。</p> <p>3の「管理を行う際の参考となる数量について」の黒ポツの3番目の部分です。</p> <p>先ほども申し上げましたが、現在は「ステップアップ管理」の「ステップ1」の段階であるため、漁獲が積み上がった場合でも漁業法第33条に基づく「採捕停止命令」は発出しませんこととしています。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
川邊委員	よろしいでしょうか。

議 長	はい、川邊委員。
川邊委員	川邊でございます。聞き逃していたら申し訳ないですが、福島県について、令和6管理年度の「まだら本州太平洋北部系群」の管理を行う際の参考となる数量は52トンということですが、実際のまだらの漁獲量はどのくらいなのでしょう。
石田主任 主査	水産課の石田です。 最新の数字で、令和5年1月から1年間の福島県のマダラの水揚げ量は、23トン467キロでございます。 この中には、沖合底びき網漁業のマダラの漁獲量が含まれております。
川邊委員	ありがとうございます。 ステップ1なので、漁獲が積み上がり52トンになっても採捕停止命令は行わないということですね。分かりました。
議 長	そのほか御質疑等ありませんか。
議 長	これはTACに係る前のステップという認識でよろしいでしょうか。
石田主任 主査	はい。さようでございます。 TAC管理は令和6管理年度より開始していますが、資料にあるとおり、ステップ1、ステップ2、ステップ3という段階を踏んでTAC管理の進度を増していくということになります。 現在のステップ1に関しては、本州太平洋北部系群全体で数量の内数が6,060トンですが、その中で参考数量として示されている状況でございます。ステップ1では採捕停止命令は発出しませんということになります。
議 長	はい。川邊委員も御存知のとおり、水産政策審議会でヒラメ、カタクチイワシが候補に挙がっており、今後このような問題も上がってくると思います。
議 長	そのほか御質疑等ありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては御承知願います。

### 報告事項イ 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について

議 長	次に、報告事項イ「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について」を事務局から報告願います。
事 務 局 (佐藤次 長)	はい、議長。 事務局の佐藤です。報告事項イ「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会の国への要望活動結果について」を御説明いたします。資料21ページをお開きください。 国への要望活動については、7月10日に実施しました。全漁

	<p>調連の会長として今野会長が出席し、副会長、理事、各都道府県の事務局職員の合計32名が参加しました。</p> <p>要望先は、水産庁(管理調整課)、国土交通省(海事局)、海上保安庁(警備救難部)、外務省(アジア大洋州局、欧州局)、衆参農林水産委員会委員長(衆議院 野中 厚 委員長、参議院 滝波 宏文 委員長)で、各省庁において要望書を手交するとともに、内容について意見交換を行いました。</p> <p>写真は、上段が国交省海事局及び海上保安庁へ要望書を手交する様子で、下段は水産庁への要望内容説明を行っている様子です。</p> <p>資料22ページは水産庁を交えた理事会の出席者名簿、資料23、24ページは要望内容及び国からの回答の一覧表を示しております。</p> <p>資料52ページをお開きください。</p> <p>表の上段、左の欄の1の④「遊漁と漁業の調整」の項目の中で、本県からも継続要望した「遊漁者に資源管理を行わせる体制整備」について、右の欄の水産庁回答では、2番の「改正遊漁船業法において創設した協議会制度を有効に活用いただきたい。」との昨年同様の内容に加え、3番では「遊漁船業と漁業の兼業率が7割以上との認識を示した上で、漁協の遊漁船部会などの既存組織や、2番の回答にありました協議会などを活用して意見交換や情報共有を行っていくことが重要であり、引き続き都道府県と連携して検討する。」との新たな回答がありました。</p> <p>回答文は全部で30ページ以上あることから、詳細については後ほど御確認ください。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては御承知願います。
<b>報告事項ウ 全国海区漁業調整委員会連合会令和7年度要望内容について</b>	
議長	次に、報告事項ウ「全国海区漁業調整委員会連合会令和7年度要望事項について」を事務局から報告願います。
事務局 (佐藤次長)	<p>はい、議長。</p> <p>事務局の佐藤です。報告事項ウ「全国海区漁業調整委員会連合会の令和7年度に向けた要望内容について」を御説明いたします。資料57ページを御覧ください。</p> <p>令和7年度の要望活動に向けて、東日本ブロックの幹事である愛知県から各県に要望内容の照会がありました。</p> <p>各委員の方々に事務連絡にて照会したところ特に要望はありませんでしたので、事務局にて検討した結果、遊漁船や遊漁者に関</p>

	<p>して、引き続き課題があり継続要望すべきとの結論に至り、昨年と同様に「遊漁者の組織化と遊漁における資源管理」について継続要望することといたしました。</p> <p>要望内容については全国4ブロックの会議で検討され、その後の各種会議で要望書として取りまとめる流れになります。</p> <p>東日本ブロック会議は、令和6年10月31日に名古屋市で開催され、今野会長が出席を予定しております。会議の結果については、次回の委員会において御報告いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
平委員	<p>はい。プレジャーボートの係留について、鹿島地区では市で管理していて、窓口を1つにまとめて組合と連携して協力をもらうようにしています。</p> <p>漁協職員から組合員及び遊漁船所有者にクロマグロの規制等の情報をスマホで通知できるようにしています。</p> <p>第3セクターなども活用して窓口を1つにまとめて管理し、通知していただく形にすれば効果的だと思います。</p>
議長	そのほか御質疑等ありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては御承知願います。
<b>6 閉会</b>	
議長	<p>これで予定された議題について、すべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、第22期第19回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。</p>

令和6年10月8日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長 : 今野 智光



議事録署名人 : 山下 博行



議事録署名人 : 宮下 朋子



Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

